

「国の行政機関における障害者への合理的配慮の提供等に関する調査」の実施

総務省新潟行政評価事務所は、地域住民の生活に密着した行政上の問題等を取り上げ、行政運営の改善を図るための調査（地域計画調査）を独自に企画、実施しています。

別紙のとおり、令和2年3月から、新潟県内の国の行政機関における障害者への合理的配慮（注）の提供等について調査することになりましたので、お知らせします。

なお、この調査では、施設や設備の利用のしやすさ、バリアフリー化の状況等について障害者の方々と共同で点検等を行う予定です。

（注） 合理的配慮とは、障害者差別解消法第5条において、「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」と定義されており、例えば、視覚障害者の方がお一人で来所されたときに、ご本人の希望を踏まえて、職員が代読や代筆を行うなど、障害者の権利利益を侵害することとならないような配慮のことをいいます。

【本件照会先】

新潟行政評価事務所 評価監視官 大槌（おおつち）
電話：025-282-1112
FAX：025-282-1124

国の行政機関における障害者への合理的配慮の提供等に関する調査

調査の背景等

- 障害を理由とする差別を解消することを目的として、平成28年4月に障害者差別解消法^(注1)が施行されてから4年が経過
- 同法は、国の行政機関に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止することや合理的配慮を提供することを義務付け
- 国の行政機関の庁舎については、バリアフリー法^(注2)に基づき、施設や設備のバリアフリー化が求められているところ

(注1) 正式な法律名は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）である。

(注2) 正式な法律名は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）である。

- 内閣府の世論調査^(注1)では、障害者差別解消法を知っていると回答した者の割合は約22%と同法の認知度は高いとは言えない状況
- 新潟県のアンケート調査^(注2)では、障害者の人権が尊重されていないと回答する者が6割以上おり、この理由として、窓口や店舗での障害者に対する合理的配慮が不十分であることを挙げている者が15.2%
- 入店や施設利用の際に盲導犬への理解を求める新潟県内の盲導犬利用者の声を紹介する報道あり

(注1) 正式な調査名は、障害者に関する世論調査（平成29年8月実施）である。

(注2) 正式な調査名は、県民アンケート調査報告書「人権に関する意識について」（平成30年8月実施）である。

- 新潟県内の国の行政機関における差別を解消するための措置、支援の状況等について調査するとともに、施設や設備のバリアフリー化等の状況について調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 施設や設備の利用のしやすさやバリアフリー化の状況については、障害者の方々と共同で点検予定

主な調査項目

- 1 障害者に配慮した対応、情報アクセシビリティ向上措置などのソフト面についての取組状況
- 2 施設や設備のバリアフリー化、利便性の向上措置などのハード面についての取組状況
- 3 その他

調査対象機関等

新潟県内の国の行政機関、地方公共団体、関係団体等

調査実施期間

令和2年3月～7月（予定）